

枚方市立中学校部活動指導協力者派遣事業実施要領

[平成17年 3月 1日制定]

[平成21年 3月26日改正]

(目的)

第1条 この要領は、枚方市立中学校の部活動（以下「部活動」という。）において顧問等が専門的・技術的な指導を行う際、当該顧問等の指揮の下に当該指導を補助する者（以下「指導協力者」という。）を派遣することにより、生徒の技能の向上を促進し、もって部活動の振興を図ることを目的とする。

(指導協力者の派遣)

第2条 指導協力者の派遣を必要とする枚方市立中学校の校長（以下「校長」という。）は、教育委員会にその旨を申し出るものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申出があった場合において適当と認めるときは、指導協力者の派遣を決定する。

3 前項の規定により教育委員会が派遣する指導協力者は、次条第1項の規定による登録を受けたものとする。

4 教育委員会は、第2項の規定による派遣を決定したときは、派遣する指導協力者の氏名、派遣の期間その他必要な事項を校長に通知するものとする。

(指導協力者の登録及び取消し)

第3条 教育委員会は、派遣を必要とする校長が前条第1項の規定による申出に際して教育委員会が別に定める指導協力者に係る基準を満たす者として教育委員会に推薦した者のうち適当であると認める者を指導協力者として登録するものとする。

2 教育委員会は、指導協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による登録を取り消すことがある。

(1) 指導協力者としてふさわしくない非行があったとき。

(2) 心身の故障のため部活動において顧問の指導の補助を行うことができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指導協力者として適当でないと認めたとき。

(指導協力者による指導の補助等)

第4条 指導協力者による部活動の指導の補助は、派遣を必要とする枚方市立中学校において行うものとする。

2 指導協力者の派遣を受けた枚方市立中学校の部活動の顧問等は、指導協力者が部活動の指導の補助を行う際には、適宜、必要な指示を行わなければならない。

- 3 指導協力者の派遣を受けた枚方市立中学校の校長（以下単に「派遣を受けた校長」という。）は、部活動の指導の補助を行う際の態様、指導協力者の適正等を判断して、教育委員会に対し指導協力者の変更を求めることができる。

（派遣期間等）

第5条 第3条の規定による指導協力者の依頼期間は、1年を越えない範囲内において派遣を受けた校長と教育委員会が協議して定めるものとする。

- 2 指導協力者を派遣する日は、年100回を限度に派遣を受けた校長と教育委員会が協議をして定める。

- 3 指導協力者の派遣期間は、派遣を受けた校長と教育委員会が協議して定める。

（報酬）

第6条 教育委員会は、指導協力者に対しての報償金を支給する。

- 2 前項の報償金の額は、派遣1回につき3,000円を限度として、教育委員会が市長と協議して定める。

（庶務）

第7条 指導協力者に関する庶務は、教育委員会学校教育部教育推進室教育指導課が担当する。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。